

広島県告示第七百二十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第九十一号で指定した農業振興地域の区域を次のように変更する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県尾三地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年六月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	変 更 後 の 区 域
尾道農業振興地域	<p>尾道市のうち、別図で黄色に着色した部分（昭和四十八年広島県告示第二百二十九号、昭和五十七年広島県告示第千三百十八号、平成三年広島県告示第千七百十三号、平成三年広島県告示第千七百十三号、平成四年広島県告示第九百五十二号、平成五年広島県告示第八百六十五号、平成八年広島県告示第八百三十八号、平成十三年広島県告示第八百九十八号及び平成十九年広島県告示第七百二十一号で定められた都市計画の市街化区域、平成八年因島市告示第六十二号で定められた都市計画の用途地域及びかかる区域以外の昭和四十五年国勢調査結果に基づく人口集中地区、平成九年瀬戸田町告示第四十一号で定められた都市計画の用途地域）、別図で緑色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第千三百十八号、平成三年広島県告示第千七百十三号及び平成十三年広島県告示第千八百九十八号で定められた都市計画の市街化区域から市街化調整区域に変更された区域（ただし、高須町奈良原一三三六の一、一三三六の二、一三三六の四、一三三九の一及び一三四〇の一は除く。）、別図で茶色に着色した部分（昭和五十七年広島県告示第千三百十八号及び平成三年広島県告示第千七百十三号で定められた都市計画の市街化区域に囲まれた市街化調整区域）、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号七〇一の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第千五百四十八号瀬戸内地域森林計画で定められた民有林の林班番号四のろ、八のほ・に、二四のほ・に・る、九六のい・ろ及び一一七のろ・は・に・ほ・へ・と・ち・りの区域）、別図で青色に着色した部分（昭和三十九年建設省告示第千八百五十六号、昭和四十年建設省告示第千七百三十二号、昭和四十年建設省告示第千六百十三号、昭和三十九年広島県告示第七百五十四号及び昭和四十九年広島県告示第六百四十五号で定められた港湾法に基づく港湾区域、昭和四十年広島県告示第六百七十二号、昭和四十一年広島県告示第千三十号、昭和四十一年広島県告示第千三十一号、昭和五十五年広島県告示第八百九十二号、昭和六十一年広島県告示第千四十号、昭和六十一年広島県告示第千六百号及び平成六年広島県告示第千三百三号で定められた港湾法に基づく港湾隣接地域）、別図で桃色に着色した部分（昭和二十五年厚生省告示第百四十五号で定められた瀬戸内海国立公園の第一種・第二種特別地域のうち鳴滝山・上江府島・下江府島・高見山・城山・宇松ヶ浜・白滝山・青影山・天狗山・観音山）、別図で橙色に着色した部分及び四十島・八重子島・弁天島・沖ノ雀島・地ノ雀島・ハカン島、鶯ノ子島・瓢箪島に該当する区域に該当する土地の区域を除いた区域。（別図略）</p>